

産業廃棄物収集運搬業許可証

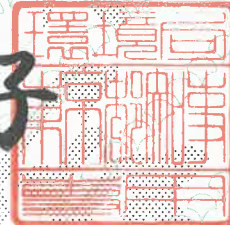
住所 東京都品川区南品川三丁目6番31号

氏名 株式会社スリーシープランニング
代表取締役 山下 智栄子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 5月24日

許可の有効年月日 令和 6年 5月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれ
き類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス
くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

(以上10種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面「積替え保管施設詳細」を参照）

施設所在地：東京都品川区南品川三丁目6番31号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 5月 24日 新規許可

令和 元年 5月 24日 更新許可 第3回

令和 4年 3月 3日 変更届 施設における積替え保管できる種類の追加
(汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。))

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)

(裏面)

2 積替え保管施設詳細

施設所在地：東京都品川区南品川三丁目6番31号

積替え保管面積：338.3㎡

最大保管高さ：2.75m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、廃油	200L缶2個 0.40㎡	廃プラスチック類、金属くず (廃バッテリーに限る。)	パレット2枚 1.45㎡
	20L缶37個 0.74㎡		
	4L缶648個 2.59㎡		
汚泥(石綿含有産業廃棄物に限る。)	20L缶2個 0.04㎡		
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	20L缶24個 0.48㎡		
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	20L缶2個 0.04㎡	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	カーゴ台車3台 5.47㎡
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	網かご36個 28.8㎡	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ1個 8.04㎡
保管量合計			48.05㎡

(以下余白)